

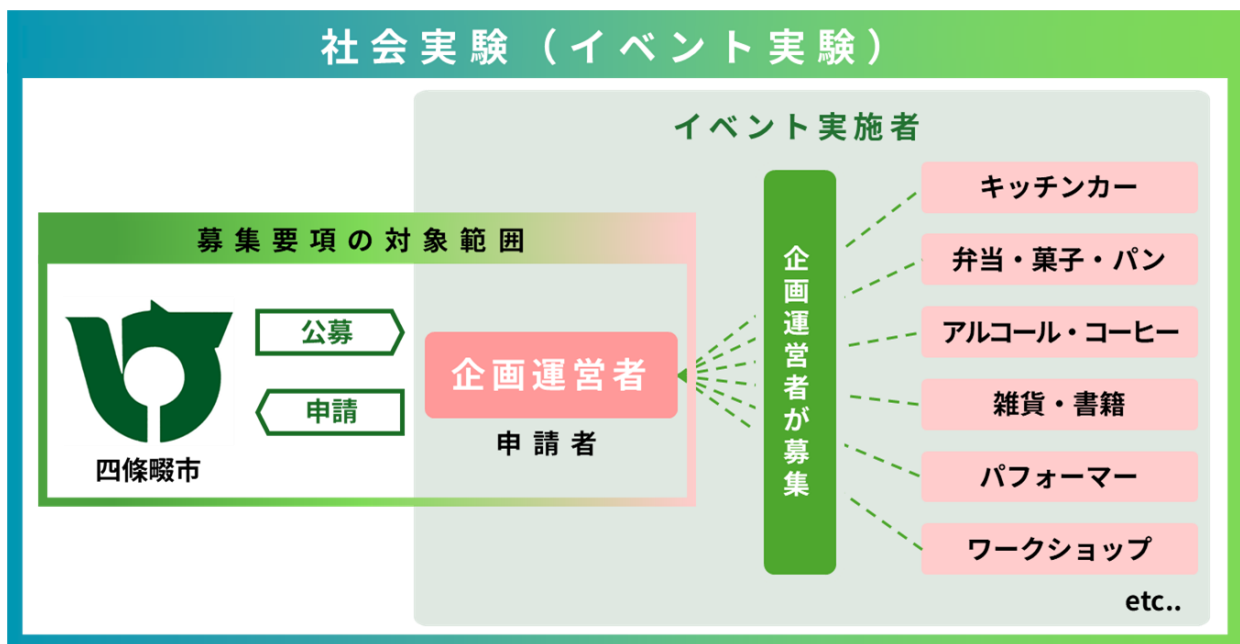
JR 忍ヶ丘駅前社会実験 イベント企画運営者募集要項

1. 目的

JR 忍ヶ丘駅前西側広場（以下「駅前広場」といいます。）において、「使いたい、使いやすい駅前空間」の実現をめざし、「通りすぎる駅前」から「過ごしたくなる駅前」へとつなげていくため、広場を活用したイベントによる社会実験を行います。

本実験では、イベントの実施を通じて、広場の使い勝手、必要な機能、必要なスペース、利用上の課題等を検証します。

市では、その結果を今後の駅前整備に向けた基礎資料として活用するため、本実験の趣旨および目的に賛同し、ご協力いただけるイベントの企画運営者（以下「申請者」といいます。）を募集します。



（募集イメージ）

2. 募集内容

今回の社会実験では、駅前広場に必要な機能、広さ、使い勝手、良い点や改善点等を幅広く吸い上げ、今後の駅前整備の基礎資料として活用します。

そのため、今回は実際に駅前広場を使用してイベントを運営する方を募集します。

過去に公共空間やイベントスペース等でイベント運営の経験がある方、小規模イベントの企画運営に興味がある方など、幅広い方からの応募を歓迎します。

3. 募集するイベントの例

以下はあくまで例示であり、これら以外の提案も可能です。

イベント例	想定内容
朝市(ファーマーズマーケット)	地元野菜、加工品、特産品等の販売
コーヒーフエス(朝ごはんイベント)	コーヒー、軽食、朝食メニュー等の提供
夜市	アルコール類、軽食の提供
JAZZ Night	楽器演奏
ハンドメイドマルシェ(親子ワークショップ)	ハンドメイド作品の販売、親子向け体験企画
ハロウィンイベント(仮装大会)	仮装大会、フォトスポット、回遊企画等
クリスマスマルシェ	物販、飲食、音楽、イルミネーション等

4. 実施場所

JR 忍ヶ丘駅前西側広場

※詳細な使用可能範囲については、別添「広場ゾーニング図」および「実施条件」を確認してください。

5. 募集期間および実施期間

(1) 募集期間

令和 8 年 8 月 24 日(月)から令和 8 年 12 月 18 日(金)まで

(2) 実施期間

令和 8 年 10 月 24 日(土)から令和 9 年 2 月 14 日(日)まで※

※令和8年11月2日(月)から令和8年11月8日(金)を除く。

(3) 事前相談

応募を検討する場合は、可能な限り事前に企画広報課へ相談してください。

特に、道路規制を伴うイベントについては、警察、道路管理者、交通事業者等との協議に時間を要するため、原則として実施希望日の 2 か月前までに事前相談を行ってください。

6. 募集イベント数

募集するイベント数は、実施期間中の各月 1 件程度を予定しています。

ただし、応募状況、イベントの内容および関係機関との調整状況等により、実施件数を変更する場合があります。

7. 応募資格

個人、団体、法人、任意団体のいずれも応募できます。

ただし、提案内容を実行できる意思と能力(イベントの企画、準備、運営、安全管理、出店者管理、参加者対応等)を有する者に限ります。

また、飲食提供、物販、火気使用、音響使用、道路規制、その他特別な設備や管理を伴う企画については、必要な体制等を確保できることを条件とします。

8. 応募できない者

次のいずれかに該当する者は応募できません。

1. 暴力団、暴力団員または暴力団その他反社会的勢力と関係を有する者
2. 代表者、役員、構成員その他実質的に運営に関与する者が、暴力団員または反社会的勢力に該当する者
3. 政治団体または宗教団体
4. 過去の公共施設、道路、公園、広場等の利用において、重大な許可条件違反を行い、または違反を繰り返し、改善が認められない者
5. その他、市が本実験の申請者として適当でないと判断する者

9. 実施できない内容

次のいずれかに該当する内容は実施できません。

1. 法令または公序良俗に反するもの
2. 暴力団その他反社会的勢力の利益となるもの
3. 特定の政治活動または宗教活動を主たる目的とするもの
4. 世論が分かれる事象について、市の中立性を損なうおそれがあるもの
5. 特定の思想の主義主張、その他人権の侵害又はそのおそれがある行為
6. 単なる営業場所の確保または特定事業者の販売促進のみを目的とするもの

7. 公の秩序または善良の風俗を乱すおそれがあるもの
8. 駅利用者、歩行者、周辺交通の安全を著しく妨げるもの
9. 著しい騒音、振動、悪臭等により周辺環境へ大きな影響を及ぼすもの
10. 危険物等を使用し、安全確保が困難なもの
11. 広場施設、道路施設、植栽、公共物等を損傷するおそれがあるもの
12. 申請内容と異なる目的で広場を使用するもの
13. その他、市が本実験の目的に適さないと判断するもの

10. 費用負担および責任分担

本事業は、社会実験の趣旨に基づき、市と申請者との共催事業として実施します。

市の共催の範囲は、駅前広場における道路占用および道路使用に係る調整および申請、関係機関との連絡調整、広報協力および検証の実施とします。

イベントの企画、準備、運営、出店者・出演者等との契約および管理、参加者対応、安全管理、事故・苦情等の初動対応、食品衛生管理、ごみ処理、トイレの確保その他イベントの実施に必要な業務は、申請者の責任および費用負担により行うものとします。

なお、市の共催は、申請者または出店者等の営業、商品、サービスその他の活動を市が推奨または保証することを意味するものではありません。

市の負担区分は、次のとおりです。

項目	負担・対応主体	内容
広場使用料	市	社会実験のため無料
道路手続き	市および申請者	市は道路占用に係る道路管理者との協議・申請、道路使用に係る警察との協議・申請を行い、申請者は説明、資料作成により申請等に協力する。
関係機関調整	市および申請者	市は連絡調整を行い、申請者は説明、資料作成等を行う。
広報協力	市および申請者	市広報媒体および申請者独自媒体による周知 ただし市広報誌への折込みに係る一切の費用は申請者負担とする。

項目	負担・対応主体	内容
アンケート	市および申請者	市が用意する来場者向けアンケートの周知・協力依頼
企画・運営費	申請者	出店者、出演者、警備、設備、備品、広告、清掃、廃棄物処理等に要する費用
申請資料作成	申請者	図面、警備計画、交通誘導計画、周知計画等の作成
許可・届出	申請者を原則とする	法令等に基づき必要な許可申請、届出および手数料等の負担
損害・賠償	帰責事由を有する者	事故・損害の原因および法令等に応じて負担する

11. 応募方法

応募を希望する申請者は、次の書類を企画広報課へ提出してください。

(1) 提出書類

1. JR 忍ヶ丘駅前イベント実験共催申請書
2. イベント企画提案書
3. イベントレイアウト図面
4. その他、市が必要と認める書類

(2) 必要に応じて提出する書類

イベント内容に応じて、次の書類の提出を求める場合があります。

1. 食品営業許可証または保健所への届出書類の写し
2. 賠償責任保険等の加入証明書の写し
3. 出店者一覧
4. 道路占用許可申請にあたり必要となる書類(図面等)
5. 道路使用許可申請にあたり必要となる書類(警備計画等)
6. 音響、火気、発電機、給排水設備等の使用計画書
7. その他、関係機関との協議に必要な資料

(3) 提出方法

提出方法は、持参、郵送または電子フォームによる提出とします。

提出先は、本要項末尾の「問い合わせ・提出先」を確認してください。

12. 選定方法

提出された提案内容について、市が内容を確認し、実施の可否を順次決定します。

希望日時が重複した場合は、次の観点から総合的に判断します。

審査項目	内容
目的適合性	本実験の目的に合致しているか
実現可能性	実施体制、準備計画、運営計画が適切か
安全性	歩行者、駅利用者、参加者への安全対策が十分か
公共性	駅前広場という公共空間での実施にふさわしいか
周辺配慮	騒音、通行、清掃、近隣住民等への配慮があるか

選定結果は、申請者に対して個別に通知するとともに、公表の対象として取扱います。

なお、選定にあたり、市から提案内容の修正、実施条件の追加、使用エリアや時間の変更等を求める場合があります。

13. 協力内容

申請者は、イベント実施にあたり、次の事項に協力してください。

(1) アンケート協力

申請者は、市が実施する来場者アンケートについて、アンケート用紙または二次元コードの設置、来場者への周知、回答への声かけなど、円滑な実施に協力してください。

(2) 広報・周知協力

申請者は、本実験におけるイベントの周知に努めてください。

また、申請者がチラシ、ポスター、ウェブページ、SNS 投稿その他の広報物を作成する場合は、原則として「共催：申請者名・四條畷市」と表記してください。イベント名、開催日時、場所、問い合わせ先、雨天・荒天時の取扱いその他の掲載事項を含め、広報物は市と事前に確認してください。

なお、イベントの実施形態等により、市が別の表記を指定する場合は、その指示に従ってください。

(3)肖像権への配慮

市および申請者は、本実験の広報、記録、検証を目的として、イベントの写真や動画を使用する場合があります。

申請者は、出演者、出店者、参加者等に対し、必要に応じて事前周知や同意取得を行うなど、肖像権等に配慮してください。

(4)イベント実施後の報告

本実験は、広場の使い勝手、将来的な活用可能性および今後の実施条件等を検証することを目的としているため、申請者はイベント終了後、14日以内に「JR 忍ヶ丘駅前社会実験 イベント実施結果報告書」を提出してください。

なお、複数日にわたる一連のイベントについては、原則として最終開催日の翌日から14日以内に提出してください。

14. 問い合わせ・提出先

四條畷市 総合政策部 企画広報課

住所：〒575-8501 大阪府四條畷市中野本町 1 番 1 号

電話：072-877-2121(代表)

0743-71-0330(代表)

受付時間：平日 9:00～16:30

提出フォーム：<https://logoform.jp/form/oZYA/1757029>